(九)　主務大臣は、購入業者が(二)から(八)までの規定に違反した場合等において、その購入業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示すること及び一年以内の期間を限り業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができることとした。（第五八条の一二及び第五八条の一三関係）

(一〇)　購入業者が営業所等以外の場所において物品につき売買契約の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者又は購入業者が営業所等以外の場所において物品につき売買契約を締結した場合におけるその売買契約の相手方は、(四)の書面を受領した日から起算して八日を経過した場合を除き、書面によりその売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができるものとし、所要の規定を整備することとした。（第五八条の一四関係）

(一一)　売買契約の相手方は、(四)の書面を受領した日から起算して八日を経過した場合を除き、訪問購入に係る物品の引渡しを拒むことができるものとすることとした。（第五八条の一五関係）

(一二)　購入業者は、売買契約を締結した場合において、損害賠償額の予定等があるときにおいても、一定額を超える額の金銭の支払を売買契約の相手方に対して請求することができないものとすることとした。（第五八条の一六関係）

(一三)　訪問購入に係る売買契約であって、当該契約の申込みをした者又は売買契約の相手方が営業のため又は営業として締結するもの等は適用除外とするものとすることとした。（第五八条の一七関係）

3　訪問購入に係る差止請求権

適格消費者団体は、購入業者が、訪問購入に関し、不特定かつ多数の者に対して不実のことを告げる等の行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その購入業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができるものとし、所要の規定を整備することとした。（第五八条の二四及び第五八条の二五関係）

4　罰則

罰則についての所要の改正を行うこととした。（第七〇条、第七〇条の二及び第七二条関係）

5　施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすることとした。

◇消費者基本法の一部を改正する法律（法律第六〇号）（消費者庁）

1　政府は、毎年、国会に、政府が講じた消費者政策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならないこととした。（第一〇条の二関係）

2　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇消費者教育の推進に関する法律（法律第六一号）（消費者庁）

1　総則

(一)　この法律の目的、用語の定義、基本理念及び関係者の責務等を定めることとした。（第一条～第七条）

(二)　政府は、消費者教育の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置等を講じなければならないこととし、地方公共団体は、必要な財政上の措置等を講ずるよう努めなければならないこととした。（第八条関係）

2　基本方針等

(一)　政府は、消費者教育の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこととした。（第九条関係）

(二)　都道府県は、基本方針を踏まえ、その都道府県における消費者教育の推進に関する施策についての「都道府県消費者教育推進計画」を定めるよう努めなければならないこととし、市町村は、基本方針（都道府県消費者教育推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県消費者教育推進計画）を踏まえ、その市町村における消費者教育の推進に関する施策についての「市町村消費者教育推進計画」を定めるよう努めなければならないこととした。（第一〇条関係）

3　基本的施策

(一)　国及び地方公共団体は、学校（学校教育法第一条に規定する学校をいい、大学及び高等専門学校を除く。）、大学等（学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに専修学校、各種学校その他の同条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものをいう。以下同じ。）、地域において消費者教育が適切に行われるようにするため、必要な措置を講じなければならないこととした。（第一一条～第一三条関係）

(二)　事業者及び事業者団体は、消費者の消費生活に関する知識の向上が図られること、事業者は消費者に有用な消費生活に関する知識を提供すること及び従業者に対する研修を実施すること、事業者団体は団体等が行う活動に資金の提供等に努めることとした。（第一四条関係）

(三)　国及び地方公共団体は、教材の充実を図るとともに、様々な場において有効に活用されるよう、教材の開発及びその効果的な提供に努めなければならないこととした。（第一五条関係）

(四)　国、地方公共団体及び国民生活センターは、消費者安全法第一一条に規定する相談員等に対し、専門的知識を修得するための研修の実施等、その資質の向上のために必要な措置を講じなければならないこととし、国及び地方公共団体は、大学等、研究機関、消費者団体等に対し、人材の育成及び資質の向上のための講座の開設等を行うよう促すこととした。（第一六条関係）

(五)　国及び地方公共団体は、消費者教育の内容及び方法に関し、調査研究、その成果の普及及び活用に努めなければならないこととした。（第一七条関係）

(六)　国、地方公共団体及び国民生活センターは、様々な場において行われている消費者教育に関する先進的な取組に関する情報を収集し、及び提供するよう努めなければならないこととし、国は、消費生活における被害の防止を図るため、収集した消費生活に関する情報が消費者教育の内容に的確かつ迅速に反映されるよう努めなければならないこととした。（第一八条関係）

4　消費者教育推進会議等

(一)　消費者庁に、消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して委員相互の情報の交換、調整を行うこと及び基本方針に関する事項を処理するため、消費者、事業者及び教育関係者、消費者団体、事業者団体その他の関係団体を代表する者、学識経験を有する者並びに関係行政機関及び関係する独立行政法人の職員をもって構成する消費者教育推進会議を置くこととした。（第一九条関係）

(二)　都道府県及び市町村は、消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して消費者教育推進地域協議会の構成員相互の情報の交換及び調整を行うこと並びに都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画の作成又は変更に関して意見を述べるため、消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、教育関係者、消費生活センターその他の当該都道府県又は市町村の関係機関等をもって構成する消費者教育推進地域協議会を組織するよう努めなければならないこととした。（第二〇条関係）

5　施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（法律第六二号）（厚生労働省）

一　国民年金法の一部改正関係

1　受給資格期間の短縮

老齢基礎年金の受給資格期間を二五年から一〇年に短縮することとした。（第二六条関係）

2　遺族基礎年金の支給対象の拡大

遺族基礎年金について、被保険者又は被保険者であった者の子のある配偶者又は子に支給することとした。（第三七条関係）